

石巻市監査委員告示第3号

平成27年2月20日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した各総合支所の定期監査結果報告及び意見について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年3月20日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石河北地第312号
平成27年3月20日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 平成21年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河北総合支所 地域振興課</p> <p>【収入事務】</p> <p>行政財産目的外使用許可により庁舎内に設置されている自動販売機に係る電気料について、設置者に対し3か月ごとに請求しているが、市は毎月立替払しているので毎月の請求に改めること。</p>	<p>【収入事務】</p> <p>今回、指摘を受けましたことについては、平成21年度に指導を受けた事項であり、総合支所全体の問題として重く受け止め、所属職員一人ひとりが関係例規等を再確認するとともに、文書審査、決裁過程におけるチェック体制の確立、強化について指示いたしました。</p> <p>なお、設置者に対し今後は毎月請求する旨の説明をしました。</p>

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河北総合支所 地域振興課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>1 行政財産の無償貸付けについて</p> <p>市営河北川の上上納住宅敷地内の土地（崖地）について、近隣の企業と土地使用貸借契約を締結し、無償で土地の貸付けを行っていた。</p> <p>石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年石巻市条例第68号）では、無償で貸し付けることができる場合を規定しているが、本件の貸付けについては、それには該当しておらず、無償で貸し付けることが必要な場合は、市議会の議決を得る必要があるにもかかわらず、議決を得ることなく処理されており、市議会の議決権をないがしろにする極めて不適切な事務処理である。</p> <p>なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものであり、使用料についても石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例（平成17年石巻市条例第64号）第4条の規定により、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができることを申し添える。</p> <p>2 普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財</p>	<p>【財産管理事務】</p> <p>1 行政財産の無償貸付けについて</p> <p>土地使用貸借契約の相手方と協議し、現契約の解除と行政財産目的外使用許可による使用について了解を得たので、今後は適正な手続きにより市有地を使用させます。</p> <p>2 普通財産の貸付けについて</p> <p>所属職員一人ひとりが関係例規等を再確認するとともに、文書審査、決裁過程におけるチェック体制の確立、強化について指示いたしました。</p> <p>今後は、総務部と協議のうえ関係例規を遵守し適正な財産管理に努めます。</p>

産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」(平成21年2月13日付け総務部長通知)においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。

しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。

については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。

なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。

石雄勝地第189号
平成27年3月17日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 平成21年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>雄勝総合支所地域振興課</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>雄勝地区運行協議会に係る団体管理事務において、収入金を一定期間現金で保管していたので、事故防止の観点から収入金については速やかに団体の預金口座に入金すること。</p>	<p>【団体管理事務】</p> <p>指摘のありました事項に対しまして、次のとおり改善を行い、事故防止に努めます。</p> <p>収入金を一定期間現金で保管していたことにつきましては、運行業務仕様書により運転収入金を運行協議会へ持参提出させていたことが原因です。</p> <p>今後は、委託業者が直接、運行協議会口座へ入金できるよう仕様書の見直しを指示しました。</p>

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>雄勝総合支所地域振興課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>普通財産の貸付について</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則(平成17年石巻市規則第58号)においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」(平成21年2月13日付け総務部長通知)においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p> <p>しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。</p> <p>については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。</p> <p>なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。</p>	<p>【財産管理事務】</p> <p>普通財産の貸付について</p> <p>所属職員一人ひとりが関係例規等を再確認するとともに、文書審査、決裁過程におけるチェック体制の確立、強化について指示いたしました。</p> <p>今後は、総務部と協議のうえ関係例規を遵守し適正な財産管理に努めます。</p>

3 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>雄勝総合支所 地域振興課</p> <p>【各地区運行協議会の名称について】</p> <p>本市では高齢化の進行やバス路線の廃止に対応するため、各地区において、住民バスや乗合タクシーが運行されている。これらの運営主体は各地区の運行協議会が担っており、それぞれの総合支所地域振興課等に事務局が置かれている。</p> <p>これらの運行協議会のほとんどは、〇〇地区住民バス運行協議会や〇〇地区乗合タクシー運行協議会のようにわかりやすく親しみやすい名称とされているが、雄勝、河南、桃生地区の3運行協議会は単に〇〇地区運行協議会という名称とされており、組織の目的や事業内容が読み取りにくいものとなっていた。</p> <p>運行協議会の名称は、それぞれの地域住民が主体となり総会等で決定したということは十分承知しているが、事務局が本市に置かれていることを考慮すると、一定の基準を設け、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるべきであると考えます。</p> <p>については、運行協議会の名称の見直しについて、協議会に対し強力に行政指導する必要があることを認識されたい。</p>	<p>【各地区運行協議会の名称について】</p> <p>来年度の雄勝地区運行協議会総会において、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるよう指導を行います。</p>

石河南地第379号
平成27年3月20日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 平成23年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河南総合支所 地域振興課</p> <p>【契約事務】</p> <p>契約する事業者が消費税法に係る免税事業者であるにもかかわらず、消費税額等を表示した請書を徴していた。</p> <p>※ 各農業集落排水処理施設に係る消防用設備法定点検業務</p>	<p>【契約事務】</p> <p>指摘のありました事項につきましては、平成23年度に指導いただきました事務処理が再度行われたものであり、今後同様の指摘がないよう所属職員に周知徹底するほか、次のとおり管理職員等によるチェックの改善を図り、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>委託業務の契約締結決裁時に、請書に添付する届出書の「課税業者、免税業者」の欄と、免税業者の場合は、請書の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄に金額を記入しないことを確実にチェックするよう改善します。</p> <p>また、今回の指摘事項を一担当の事案とせず、課内共通の問題として情報の共有を図り、適切な事務処理を行います。</p>

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>河南総合支所 地域振興課</p> <p>1 各地区運行協議会の名称について</p> <p>本市では高齢化の進行やバス路線の廃止に対応するため、各地区において、住民バスや乗合タクシーが運行されている。これらの運営主体は各地区の運行協議会が担っており、それぞれの総合支所地域振興課等に事務局が置かれている。</p> <p>これらの運行協議会のほとんどは、〇〇地区住民バス運行協議会や〇〇地区乗合タクシー運行協議会のようにわかりやすく親しみやすい名称とされているが、雄勝、河南、桃生地区の3運行協議会は単に〇〇地区運行協議会という名称とされており、組織の目的や事業内容が読み取りにくいものとなっていた。</p> <p>運行協議会の名称は、それぞれの地域住民が主体となり総会等で決定したということは十分承知しているが、事務局が本市に置かれていることを考慮すると、一定の基準を設け、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるべきであると考ええる。</p> <p>については、運行協議会の名称の見直しについて、協議会に対し強力に行政指導する必要があることを認識されたい。</p>	<p>1 各地区運行協議会の名称について</p> <p>来年度の河南地区運行協議会総会において、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるよう指導を行います。</p>

石桃生地第107号
平成27年3月20日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 平成23年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>桃生総合支所 地域振興課</p> <p>【契約事務】</p> <p>契約金額が50万円を超えているにもかかわらず、契約書の作成を省略し請書を徴していた。</p> <p>※ 山田地区消防ポンプ置場確定分筆登記業務</p>	<p>【契約事務】</p> <p>契約事務を適正に行うため、「各種契約に関する事務について（通知）」の内容を徹底するよう課内各グループに指示するとともに、担当職員のみではなく所属職員それぞれが基本に立ち返り関係規定や契約事務に関する通知などを理解し、相互のチェックができる体制を作り、適切な事務処理に努めます。</p>

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>桃生総合支所 保健福祉課</p> <p>【現金取扱事務】</p> <p>1 領収証書について</p> <p>桃生総合支所保健福祉課が実施している食生活改善推進員育成研修会の参加料に係る領収証書については、会計管理者に申請し許可された内容で作成されているが、交付用と控えが同一であることを示す割印を押印していないため、領収証書の控えと交付済の領収証書が1対1の関係であることを証するものとはいえず、領収証書の控えがない交付済の領収証書の存在を否定できないものとなっており、領収証書の形式として不適切なものであった。</p> <p>領収証書を独自に作成する場合は、交付用と控えを同一内容で作成し、割印を押印し、綴り形式とするなど不正の働きにくい形式にされたい。</p> <p>また、領収証書の領収印欄には領収印を押印すべきところ收受日付印を押印しており不適切な事務処理となっていた。このような領収証書は市が発行したものとは認めることができないので適切に処理されたい。</p> <p>なお、独自に作成した領収証書については、市民が交付を受けた際に、それが正当のものであるか認識できる手段及び根拠がないことから、領収証書を独自に作成する場合はあらかじめ公告等を行い公表しておくことが望ましいことを申し添える。</p>	<p>【現金取扱事務】</p> <p>1 領収証書について</p> <p>指摘のありました食生活改善推進員育成研修会の参加料に係る領収証書については、公金取扱事務の手引きに則り適正に処理を行うよう課長等から職員に指示しました。</p> <p>なお、適正な事務処理を確実にを行うよう領収証書綴りに取扱い手順を明記したマニュアルを添付するなど、現金取扱事務が円滑かつ適正に処理されるよう常に細心の注意を払ってまいります。</p> <p>また、公告等の実施については、今後関係課と協議してまいります。</p>

3 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>桃生総合支所 地域振興課</p> <p>1 各地区運行協議会の名称について</p> <p>本市では高齢化の進行やバス路線の廃止に対応するため、各地区において、住民バスや乗合タクシーが運行されている。これらの運営主体は各地区の運行協議会が担っており、それぞれの総合支所地域振興課等に事務局が置かれている。</p> <p>これらの運行協議会のほとんどは、〇〇地区住民バス運行協議会や〇〇地区乗合タクシー運行協議会のようにわかりやすく親しみやすい名称とされているが、雄勝、河南、桃生地区の3運行協議会は単に〇〇地区運行協議会という名称とされており、組織の目的や事業内容が読み取りにくいものとなっていた。</p> <p>運行協議会の名称は、それぞれの地域住民が主体となり総会等で決定したということは十分承知しているが、事務局が本市に置かれていることを考慮すると、一定の基準を設け、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるべきであると考ええる。</p> <p>については、運行協議会の名称の見直しについて、協議会に対し強力に行政指導する必要があることを認識されたい。</p>	<p>1 各地区運行協議会の名称について</p> <p>来年度の桃生地区運行協議会総会において、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるよう指導を行います。</p>

石北上地第305号
平成27年3月20日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>北上総合支所 地域振興課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>1 普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」（平成21年2月13日付け総務部長通知）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p> <p>しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。</p> <p>ついては、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。</p>	<p>【財産管理事務】</p> <p>1 普通財産の貸付けについて</p> <p>所属職員一人ひとりが関係例規等を再確認するとともに、文書審査、決裁過程におけるチェック体制の確立、強化について指示いたしました。</p> <p>今後は、総務部と協議のうえ関係例規を遵守し適正な財産管理に努めます。</p>

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 平成21年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
牡鹿総合支所 市民生活課 【契約事務】 動物死骸収集運搬業務等に係る契約書において、契印の押印漏れが見受けられた。	【契約事務】 今回指摘のありました契約事務につきましては、契約書締結の供覧時におけるチェック機能を強化し適正な契約書の作成に努めます。 なお、指摘を受けた契印漏れの契約書につきましては、正副契約書に契印を押印し処理いたしました。

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
牡鹿総合支所 地域振興課 【財産管理事務】 1 普通財産の貸付けについて 土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」（平成21年2月13日付け総務部長	【財産管理事務】 1 普通財産の貸付けについて 所属職員一人ひとりが関係例規等を再確認するとともに、文書審査、決裁過程におけるチェック体制の確立、強化について指示いたしました。 今後は、総務部と協議のうえ関係例規を遵守し適正な財産管理に努めます。

通知)においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。

しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。

については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。

なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。

牡鹿総合支所 保健福祉課

【財産管理事務】

1 行政財産目的外使用料の算定誤り

自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料を算定するに当たり、当該建物の建築費指数が 1.08 であるにもかかわらず 1.04 として算定し、過少に徴収していた。

また、屋外に設置しているにもかかわらず、建物に係る使用料も算定し、過大に徴収していたので、石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例(平成17年石巻市条例第64号)及び公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。

(1) 建築費指数の誤りにより過少に徴収

- ・ 指令第4号 誤徴収額 9,583円
正徴収額 9,945円
過少徴収額 362円

【財産管理事務】

1 行政財産目的外使用料の算定誤り

指摘のありました過少徴収した指令第4号及び指令第5号につきましては、建築費指数表の適用を適正に行わなかったことにより生じた算定誤りです。

過少徴収額 2件 693円につきましては、使用者に対し過少分の納入手続きを行っております。

また、過大徴収していた指令第6号につきましては、設置場所の確認等を怠ったことにより生じた算定誤りです。

過大徴収額 12,234円の還付手続きを行うとともに、再発防止に向けて貸付算定基準等の関係法令の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ってまいります。

・ 指令第 5 号 誤徴収額 8,742円
正徴収額 9,073円
過少徴収額 331 円

(2) 屋外に設置しているにもかかわらず、
建物に係る使用料を算定し、過大に徴収

・ 指令第 6 号 誤徴収額 12,442円
正徴収額 208円
過大徴収額 12,234 円

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年2月20日付け石監第19号で意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>総務部 管財課</p> <p>1 普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）第41条第1項で「普通財産を借り受けようとする者からは、必要があるときは、相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせるものとする。」と規定し、平成21年2月13日付け総務部長通知（以下単に「総務部長通知」という。）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p> <p>しかしながら、今回定期監査を行ったほとんどの総合支所では、普通財産の貸付けにおいて、借受けしようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることなく賃貸借契約を締結しており、総務部長通知があるにもかかわらずリスク管理の甘さを疑わざるを得ない状況である。このことについては、財産管理の統括である管財課の責任も重く、その指導力が不足していたというこ</p>	<p>総務部 管財課</p> <p>1 普通財産の貸付けについて</p> <p>今回、意見のありましたこのことについて、管財課を含め、各総合支所での貸付け中の担保の提供及び、保証人の取り扱い状況を調査いたしました。この調査結果を基に、平成21年2月13日付け総務部長通知の内容を、恣意的な運用ができないよう次のとおり見直しを行います。</p> <p>総務部長通知</p> <p>1 (1) 一時貸付けを行うとき。 (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に貸付けを行うとき。 (3) 公益事業を行う社会的信用が高いと判断される法人に貸付けを行うとき。 (4) その他相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要がないと判断されるとき。</p> <p>改正</p> <p>1 (1) 一時貸付けを行うとき。</p>

とも指摘せざるを得ないのである。

総務部長通知では、「相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要があるとき」として、次の4項目を除く貸付けを行う場合としている。

- (1) 一時貸付けを行うとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に貸付けを行うとき。
- (3) 公益事業を行う社会的信用が高いと判断される法人に貸付けを行うとき。
- (4) その他相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要がないと判断されるとき。

このうち(4)については、どのような場合に該当するのか不明確な項目であり、恣意的な運用が可能となる基準になっている。これは普通財産の貸付けが、貸付料の多寡、相手方の信用力、借地借家法の適用の有無等様々なケースがあり、それらに対応できるようにするため、設けられた項目であると思われるが、このことが、総合支所で相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせないことを基本として処理している一因になっていると考えられる。

よって、総務部長通知については、できる限り恣意的な運用ができない内容に見直しを図るとともに、管財課は財産管理担当者に対し、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識させ、普通財産の貸付けにおいては、真に必要でないと認められる場合を除き、相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが基本であることを指導すべきである。

(2) 使用料の年額が少額(50,000円以下)の貸付けを行うとき。

(3) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に貸付けを行うとき。

(4) 公益事業を行う社会的信用が高いと判断される法人に貸付けを行うとき。

(5) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に貸付けを行うとき。

(6) 集団移転促進事業の用に供するために市が整備した住宅団地内の宅地を、当該宅地に住宅を建築しようとする者に対して貸付けを行うとき。

(7) その他相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要がないものと、市長が認めるとき。

今後は、担保の提供及び、保証人の取り扱いの周知、徹底を図り厳正な事務処理が行えるよう努めてまいります。